

八戸労働基準監督署からのお知らせ

(安全衛生関係)

八戸労働基準監督署版 第14次労働災害防止計画
転倒災害増加中
労働安全衛生規則関係

- 1 ストレスチェックの実施（労働者50人以上は実施義務）
- 2 労働者死傷病報告の電子申請義務化



八戸労働基準監督署版 第14次労働災害防止計画

八戸労働基準監督署版 第14次労働災害防止計画の概要

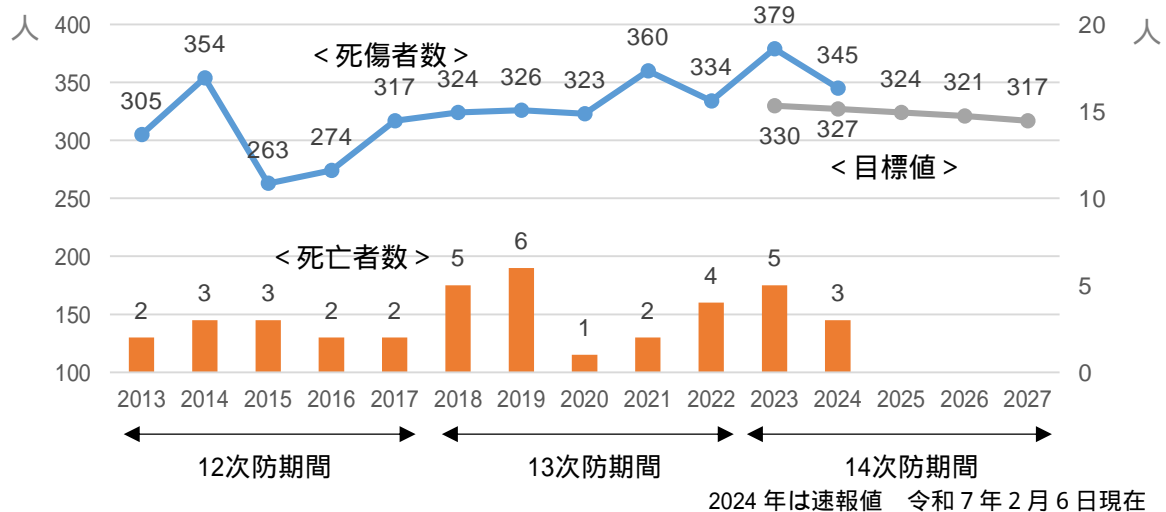
計画期間：2023年度から2027年度（5か年）

計画の目標

死亡災害について、5年間の死亡者数を前計画期間の25%以上減少させる。

死傷災害について、2027年の死傷者数（コロナ感染症を除く）を2022年比5%以上減少（317人以下）させる。

八戸署管内の労働災害（休業4日以上・コロナ感染症を除く）の推移



計画の重点事項

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 冬期労働災害防止対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進



転倒災害増加中！

令和6年1月1日～令和6年12月31日まで発生分:速報値(八戸労働基準監督署管内)

転倒がダントツ(単位%)

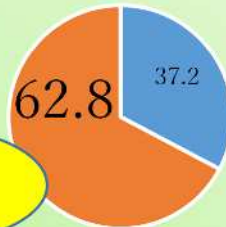
※全労働災害(新型コロナウイルス感染症を除く)のうち



労働災害の約3割が転倒災害



平均休業日数
35日



一度転倒すると
長期の休業が必要

ストレスチェックを実施しましょう

～事業場の労働者数が50人以上になったとき～

【実施義務】 (労働者数が50人未満の事業場においては、実施をご検討ください。)

実施方法についてはこちらをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>)

【報告方法】

便利な入力支援サービスをご活用ください(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp>)



労働者死傷病報告電子申請義務化

～労働者が労働災害等により休業、死亡したとき～

【報告対象】

- (1) 労働者が労働災害により、負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき。
- (2) 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき。
- (3) 労働者が事業場内又はその付属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき。
- (4) 労働者が事業の付属寄宿舍内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき。



【注意】

休業・死亡災害が発生したときは、労災保険の請求手続きとは別に提出する必要があります。

災害の発生が就業中でなくても、事業場内又は付属建設物内で発生したものは、提出する必要があります。

【提出方法】

提出先：事業場を管轄する労働基準監督署

(建設現場の場合は、原則、工事現場の所在地を管轄する労働基準監督署)

便利な入力支援サービスをご活用ください(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp>)



(令和7年3月)